

## 24-01 消防防災事業

### 『合併協定項目(案)』

#### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

##### (1) 常備消防の施設

施設は現行を引き継ぎ、増設・再編にあたっては定員管理計画と合わせた署・支署の配置計画を策定。

##### (2) 指定避難場所、緊急支援物資保管施設

地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設を引き継ぎ、雌阿寒岳火山防災計画に定めのあるものも引き継ぐ。

#### 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

##### (1) 常備消防の資機材

規格統一を図るとともに、新市における整備計画及び配置計画を策定。

##### (2) 救急出動

救急体制は以下、ア～エのとおりとする。

ア 救急車の台数は現行を引き継ぐ

イ 救急救命士に義務付けられる研修期間中の人員確保は新市で検討する

ウ 阿寒町、白糠町及び音別町の救急隊は消防隊との乗り換えによる現体制を引き継ぎ、救急体制の専任化を新市における署・支署及び人員配置計画策定の中で検討する

エ 高規格救急車が配置されていない地域へ早急に配置する

##### (3) 消防計画・水利計画

消防計画は釧路市の計画に統合し、消防水利の確保や施設管理は地域計画を策定のうえ一元管理する。

#### 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

##### (1) 防災計画

地域防災計画は合併時に統合し、雌阿寒岳火山防災計画は組織の再編を含め協議し引き継ぐ。

##### (2) 火災出動

広域的な消防活動を円滑に行うため現釧路市消防本部内に設置する指令センターにおける指令管制業務のシステム化を推進する。

また、地域特性に合った防御計画と消防力を相互補完できる出動計画を策定する。

### 『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

	調整項目内容	調整を必要とする事項
--	--------	------------

取扱い区分	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	(定めがある場合、所要期間を明示)
1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 常備消防の施設	13 - 01 - 01 - 09	施設は現行を引き継ぎ、増設・再編にあたっては定員管理計画と合わせた署・支署の配置計画を策定
	(2) 釧路市の「市民防災センター」及び「緑ヶ岡防災コミュニティ」(「防火センター」)	13 - 01 - 02 - 10	各地域においては既存施設を活用した防災コミュニティ・センターを設け、住民の防災行動力の醸成に努める
	(3) 指定避難場所、緊急支援物資保管施設	13 - 04 - 02 - 01 【先行調整項目】	地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設を引き継ぐ 雌阿寒岳火山防災計画に定めのあるものも引き継ぐ
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 常備消防の資機材	13 - 01 - 01 - 04	規格統一を図るとともに、新市における整備計画及び配置計画を策定
	(2) 消防統計(「企画・統計」)	13 - 01 - 02 - 02	現行を引き継ぎ、各消防機関と接続する情報ネットワークの構築を調整
	(3) 消防事務の各種証明	13 - 01 - 02 - 03	各種証明は以下、ア～ウのとおりとする。 ア 火災罹災証明は無料とする イ 水張検査・水圧検査の手数料は、釧路西部消防組合の例により徴収する ウ 防火管理者資格取得講習会修了証明は、その他の証明書として3町の例により徴収する
	(4) 消防職員訓練・研修	13 - 01 - 02 - 04	
	(5) 建築同意	13 - 01 - 02 - 05	審査指導・建築相談は本部に統合し、検査業務は統一した基準を策定し各地区の署・支署で実施する
	(6) 消防水利	13 - 01 - 02 - 06	現行を引き継ぎ、新市における整備計画を策定
	(7) 消防設備の検査・指導事務(「消防設備」)	13 - 01 - 02 - 07	消防本部に統合し、郵送による申請受理や電子申請の早期導入を検討
	(8) 予防査察・防火管理者研修	13 - 01 - 02 - 11	予防査察は職員の実施体制見直しを調整 防火管理者講習会は受講者の利便を図った実施場所・回数を検討
	(9) 消防団所掌事務、各種届出受付業務など「その他主要な消防事務事業」	13 - 01 - 03 - 01	
	(10) 救急出動	13 - 03 - 02 - 01	救急体制は以下、ア～エのとおりとする ア 救急車の台数は現行を引き継ぐ イ 救急救命士に義務付けられる研修期間中の人員確保は新市で検討する ウ 阿寒町、白糖町及び音別町の救急隊は消防隊との乗り換えによる現体制を引き継ぎ、救急体制の専任化を新市における署・支署及び人員配置計画策定の中で検討する エ 高規格救急車が配置されていない地域へ早急に配置する
	(11) 防災訓練	13 - 04 - 01 - 03	大規模な地震に伴う被害の発生や津波の襲来、火山の噴火を想定した訓練を実施
	(12) 防災無線	13 - 04 - 01 - 04	基地局を本庁に置き一元管理するとともに、(仮称)総合行政センターを支局とし、行政情報の発信に防災行政無線を継続使用する

	(13) 消防計画・水利計画	13 - 04 - 01 - 05	消防計画は釧路市の計画に統合し、消防水利の確保や施設管理は地域計画を策定のうえ一元管理する
	(14) その他主要な防災事務事業	13 - 04 - 06 - 01	災害弱者対策は合併後3年程度で白糠町の「災害弱者対応危機管理システム」を参考に再編  自主防災組織は早期に各地域で組織化を目指す
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 防災計画	02 - 03 - 01 - 01 13 - 04 - 01 - 01 [先行調整項目]	地域防災計画は合併時に統合する  雌阿寒岳火山防災計画は組織の再編を含め協議し引き継ぐ
	(2) 火災予防条例(「火災予防と広報」)	13 - 01 - 02 - 01	
	(3) 火災出動	13 - 03 - 01 - 01	広域的な消防活動を円滑に行うため段階的に以下、ア～エの体制を整備し、現釧路市消防本部内に設置する指令センターにおける指令管制業務のシステム化を推進する ア 119番の受報及び出動指令は、指令センターに統合する イ 全区域を発信地表示システムで接続するため電気通信事業者と調整を図る ウ 災害現場での情報共有のための無線周波数の統一及び指令センターとの情報連絡体制の確立のための無線中継施設の設置について関係機関と調整を図る エ 指令センターと災害現場間で最新情報を交換できる情報ネットワークの構築を行うため、情報通信機器を整備する  地域特性に合った防御計画と消防力を相互補充できる出動計画を策定する
	(4) 防災会議	13 - 04 - 01 - 02	地域の特性や地理的事情を考慮するとともに、必要に応じ構成団体を調整
	(5) 相互応援支援体制	13 - 04 - 04 - 01	(仮称)総合行政センターごとに民間企業等との現行協定を引き継ぐ

先行調整項目の残り【13-01 - 01 - 02】「常備消防組織・人員」は協定項目【14】「組織機構の取扱い」に【13 - 02 - 01 - 01】「消防団の状況 組織・人員」は協定項目【24 - 02】「消防団」に分類されているもの。